毒物劇物危害防止規定（作成例）

［目的］

第１条　この規定は、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）に基づき、佐賀県○○研究センター（以下「当センター」という。）における毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。）の管理及びその取り扱いについて必要な事項を定めることにより保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。



* 各事業所、営業所ごとに実情に応じた危害防止対策を自主的な規範にまとめた「毒物劇物危害防止規定」を作成しましょう。

［毒物劇物の種類］

第２条　取り扱う毒物劇物の種類は、次のとおりとする。

　（１）毒物

1. シアン化ナトリウム

②　････

（２）劇物

1. 水酸化ナトリウム
2. ････



* 取り扱う毒物劇物の種類が多い場合は、「別紙のとおり」とし、一覧を作成してください。
* 取扱う品目ごとの「化学物質安全性データシート」等の情報は、すぐに確認できるよう保有していて下さい。（販売業者、製造業者等から入手してください。）



［管理責任体制］

第３条　当センターにおける毒物劇物に関する管理責任体制は、図１のとおりとする。

図１．毒物劇物管理責任体制

（担当者）

（副責任者）

（総括責任者）

（管理責任者）

（センター長）

（係長）

（副センター長）

２　毒物劇物による保健衛生上の危害の防止を図るため、毒物劇物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。管理責任者は、　　　　　　　　　とする。



* 法に定められた「毒物劇物取扱責任者」の設置義務のない毒物劇物取扱事業所では、実際に管理を行う毒物劇物管理責任者等を任命してください。（資格要件はありません。）

［職務］

第４条　総括責任者等の職務は次のとおりとする。

（１）総括責任者は、当センターにおける毒物劇物の取扱いや保管管理状況などについて総括的な管理監督を行う。必要に応じ管理責任者に報告を求め、指示を与える。

（２）副責任者は、総括責任者を補佐し、不在時にその職務を代行する。

（３）管理責任者は、当センターにおける毒物劇物を実際に管理し、担当者に必要な指示を与えるとともに総括責任者に報告を行う。

（４）担当者は、毒物劇物の保管、使用、廃棄、表示等についての業務を実際に行い、管理責任者に必要な報告を行う。

［管理責任者の業務］

第５条　管理責任者は、次の事項につき管理、監督を行う。

（１）保管設備の管理状況の点検

（２）容器・被包及び貯蔵場所の表示の点検

（３）盗難、紛失防止に係る措置状況の点検

（４）廃棄に係る適合状況の点検

（５）事故時の応急措置、通報体制の整備

（６）取扱及び事故発生時の応急措置等に関する担当者の教育及び訓練

（７）危害防止上必要な意見を総括責任者に意見具申すること

（８）その他保健衛生上の危害防止に関する事項

* 保管庫の鍵は必ず施錠し、鍵の管理を徹底して下さい。
* 保管、陳列されている毒物劇物の在庫量を定期的に点検し、在庫量の把握をして下さい。
* 使用していない不要な毒物劇物は、早く適切に処分して下さい。



［購入］

第６条　管理責任者は、毒物劇物を購入した際は、品名、規格別に毒物劇物管理簿（以下「管理簿」という。）を作成し、次の所定事項を記入する。（別表１　参照）

　（１）毒物劇物の区分、名称、規格（濃度、容量）

（２）購入年月日、購入量

　２　管理責任者は、記入した管理簿を５年間保管すること。

［保管］（盗難、紛失の防止措置・漏えい等防止措置を含む）

第７条　毒物劇物の保管は、次のとおり行う。

（１）毒物劇物を保管する際は、その他のものと明確に区分し、鍵をかけることができる毒物劇物専用の堅固な保管庫に保管する。

なお、盗難、防災及び地震対策の見地からガラス戸棚、ショーケース等、耐衝撃性の弱いものは使用しない。

（２）毒物劇物を保管する場所については、盗難防止のため、関係者以外の者が容易に近づけないような場所に設置するなどの措置を講じる。

（３）耐震薬品保管庫以外の通常の薬品保管庫に毒物劇物を保管する場合には、当該薬品保管庫の棚には、ストッパーの設置や仕切り板付き収納ケース類の使用により地震時等における薬品容器の転倒、転落を防止する。

（４）毒物劇物を他の容器に移し替える場合は、飲食物の容器として通常使用されるもの（ペットボトル等）を使用しない。

（５）保管庫には「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示する。



* 保管庫のある部屋を使用していないときは、常に出入り口を施錠してください。

［盗難、紛失の防止措置］

第８条　毒物劇物の盗難、紛失を防止するため次の措置を講じるものとする。

（１）毒物劇物保管庫の鍵の管理は管理責任者が行い、担当者は管理責任者の承諾のもとに鍵を使用する。

（２）担当者等の毒物劇物の使用者は、毒物劇物保管庫の施錠状況（異常の有無）を使用前及び使用後に確認する。

（３）毒物劇物を使用した場合、管理簿に使用量及び在庫量を記載し、定期（月1 回）に在庫量のチェックを行う。

（４）毒物劇物を保管庫の外に放置したままにしない。

［設備等の点検方法］

第９条　設備や管理の状況に関して、次の点検を定期的に実施する。

（１）保管庫には、毒物劇物とその他の物とを区分して保管していること。

（２）保管庫は、鍵をかける設備があり、鍵が壊れていないこと。

（３）管理簿は適切に記載され、在庫量が現物と一致していること。

（４）古くて使用しない毒物劇物が保管されていないこと。

（５）転倒、落下防止の措置がされていること。

２　表示の点検を定期的に実施する。

（１）容器・被包に所定の表示がされていること。表示が明瞭であること。

（２）保管庫に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示が明瞭にされていること。

３　点検結果については、点検記録表に記録する。（別表２ 参照）

４　点検の結果、不具合等があった場合は、速やかに整備又は補修し、実施事項について点検記録表に記録する。

　５　点検記録表は、５年間保管すること

［廃棄］

第10条　毒物劇物を廃棄するときは、次によることとし、その記録を残すものとする。

（１）酸、アルカリは中和し、pH を確認後（数値の記録を残す）、希釈して処理する。

（２）その他の毒物劇物は、専門の産業廃棄物業者に処理を委託する。

（３）廃棄にあたっては、水質汚濁防止法等の他の法令にも抵触しないよう十分注意する。



* 廃棄の際は、一般に化学分解、燃焼、中和等の方法で処理を行い保健衛生上の危害が発生しないようにしてから廃棄することが義務づけられています。
* 毒物及び劇物取締法の他、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、下水道法他法令の規定する基準にも適合していなければなりません。
* 自己処理できないときは、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して下さい。
* 使用していない不要な毒物劇物は、早く適切に処分して下さい。

［教育及び訓練］

第11条　管理責任者は、次の事項について担当者及びその他の者に対して教育、訓練の実施に努める。また、実施した際には、その実施記録を残す。

（１）毒物及び劇物取締法に関すること。

（２）毒物劇物の取扱いに関すること。

（３）盗難及び事故時の通報及び応急措置に関すること。

［緊急時の連絡体制］

第12条　下記の緊急時には、次の連絡体制（図２）に基づき、通報する。

（１）盗難・紛失した場合・・・・・警察署

（２）飛散、漏れ、流出等・・・・・警察署、消防署、保健福祉事務所

図２．緊急時の連絡体制（例）

社長

報告

報告

連絡

連絡

連絡

部長

副センター長

センター長

管理責任者

発見者

指示

指示

指示

指示

連絡

○○○○警察署　　　　　　　ＴＥＬ　０９５２－＊＊－＊＊＊＊

△△△△消防署　　　　　　　ＴＥＬ　０９５２－＊＊－＊＊＊＊

■■■■保健福祉事務所　　　ＴＥＬ　０９５２－＊＊－＊＊＊＊

◇◇◇◇病院　　　　　　　　ＴＥＬ　０９５２－＊＊－＊＊＊＊

県庁薬務課　　　　　　　　　ＴＥＬ　０９５２－２５－７０８２

|  |  |
| --- | --- |
| 職名・氏名 | 電話番号 |
| センター長 | 　　　　　　　　　　　　　 | 自　宅 |
| 携　帯 |
| 副センター長 | 　　　　　　　　　　　　　 | 自　宅 |
| 携　帯 |
| 管理責任者 | 　　　　　　　　　　　　　 | 自　宅 |
| 携　帯 |



* 最寄りの保健福祉事務所、警察署、消防署の連絡先等について、目につきやすい場所に掲示するなど努めてください。

［毒物劇物による事故］

第13条　毒物劇物等の飛散、流出の事故については、下記によること。

　　（１）事故の発生に備え、取扱う毒物劇物に対応する保護具を備え付けること。

（２）事故の発生に備え、取扱う毒物劇物に対応する消火剤、中和剤、希釈剤等を備え付け、事故の拡大の防止に努めること。

（３）事故が発生したときは、直ちに「化学物質安全性データシート」等を参考にして応急措置を講じること。

（４）毒物劇物による事故が発生したときは、すみやかに事故の原因の調査及び検討を行い、再発防止に努めること。



* 「化学物質安全性データシート」に物質ごとの応急措置の方法が記載されていますので販売業者や製造業者等から入手してください。

 別表１

毒物劇物管理簿（例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □　毒　物□　劇　物 | 品　名 |  | 含量　　　　　　　　% |
| 単位　　　　　　g･mL |
| 年　月　日 | 購　入　量 | 使　用　量 | 在　庫　量　 | 担当者(印) | 管理責任者(印) |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

別表２

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目年月日 | 1　保管場所 | 2　表示 | 3　事故時 | 4　その他 |  |
| ① 毒物劇物と他の物と区別して堅固な保管庫に貯蔵しているか。 | ② 施錠設備はあるか。壊れていないか。 | ③ かぎの管理、使用は適正か。 | ④ 毒物劇物の転倒、落下防止措置がされているか。 | ⑤ 盗難防止のため一般の人が容易に近づけない措置がされているか。 | ① 容器・被包に所定の表示が明瞭にされているか。 | ② 貯蔵場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示が明瞭であるか。 | ① 事故時の緊急連絡体制は確立されているか。 | ② 保護具（保護手袋、保護衣、保護眼鏡等）は整備されているか。 | ③ 救急資材（消毒薬、衛生材料等）は整備されているか。 | ④ すべての毒物劇物についてＭＳＤＳ（性状、取扱いに関する情報）等の情報を有しているか。 | ① 毒物劇物管理簿は適切に記載され、在庫量が現物と一致しているか。 | ② 職員の教育・訓練が実施されているか。 | ③ 不要な毒物劇物の廃棄は適正に行われているか。 | ④ 管理責任者が保健衛生上の危害防止にあたっているか。 | ⑤ 危害防止規定（盗難防止規定を含む。）を作成、見直しを行っているか。 | ⑥帳簿や記録について、規定された年数保管しているか。 |  |
| 決　裁　欄 |
| センター長 | 副センター長 | 管理者 | 担当者 |
| .　. |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【講じた処置】 |  |
| .　. |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【講じた処置】 |  |
| .　. |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【講じた処置】 |  |
| .　. |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【講じた処置】 |  |

点検記録表(例)